

目 次

津市規則

津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市告示

議決を経た予算の公表

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

津市斎場の使用料徴収業務の委託

津市議会定例会の招集

放置自転車等の撤去及び保管

国民健康保険被保険者証の無効

計量器の定期検査の実施

コミュニティバス（久居地域）の使用料の徴収事務の一部委託

コミュニティバス（河芸地域）の使用料の徴収事務の一部委託

コミュニティバス（芸濃地域）の使用料の徴収事務の一部委託

コミュニティバス（美里地域）の使用料の徴収事務の一部委託

コミュニティバス（安濃地域）の使用料の徴収事務の一部委託

コミュニティバス（一志地域）の使用料の徴収事務の一部委託

コミュニティバス（白山地域）の使用料の徴収事務の一部委託

コミュニティバス（美杉地域）の使用料の徴収事務の一部委託

津市斎場の使用料徴収業務の委託

公示送達

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

津市公告

犬の抑留

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金給付に係る事務支援業務委託に関する条件付一般競争入札の執行

市有財産売却に係る一般競争入札の執行

土地区画整理法第133条第1項による掲示が行われている旨の公告

公告

土地区画整理法第133条第1項に規定される公告

津市水道局告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市教育委員会告示

津市教育委員会の開催

津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年5月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第32号

津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例施行規則（平成18年津市規則第122号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

（勧告及び命令）

第9条の2 条例第25条第1項の規定による勧告は、勧告書（第1号様式の2）によりこれを行うものとする。

2 条例第25条第2項の規定による命令は、命令書（第1号様式の3）によりこれを行うものとする。

第1号様式の次に次の2様式を加える。

第1号様式の2（第9条の2関係）

勸告書

（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

あなたが^{管理}_{所有}する空き地については、生活環境の保全及び公衆衛生上支障が生ずると認められるので 年 月 日までに改善するよう、津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例第25条第1項の規定に基づき、下記のとおり勸告します。

記

- 1 空き地の所在地
- 2 空き地の面積
- 3 勸告の内容

第1号様式の3（第9条の2関係）

命 令 書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長（氏 名） 

年 月 日付けで勧告を行った次の空き地について、その後改善されておきませんので、津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例第25条第2項の規定に基づき、次のとおり改善されるよう命じます。

記

1 空き地の所在地

2 空き地の面積

3 命令の内容

4 措置期限 年 月 日

教示 この命令書に不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

津市告示第114号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成26年3月27日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成26年5月16日

津市長 前 葉 泰 幸

平成26年3月27日に議決を経た予算

平成25年度津市一般会計補正予算（第7号）

平成25年度津市一般会計補正予算（第8号）

平成25年度津市モーターボート競走事業特別会計補正予算（第2号）

平成25年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成25年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成25年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

平成25年度津市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成25年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

平成25年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

平成25年度津市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成25年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）

平成25年度津市棕本財産区特別会計補正予算（第1号）

平成26年度津市一般会計予算

平成26年度津市モーターボート競走事業特別会計予算

平成26年度津市国民健康保険事業特別会計予算

平成26年度津市介護保険事業特別会計予算

平成26年度津市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成26年度津市簡易水道事業特別会計予算

平成26年度津市農業集落排水事業特別会計予算

平成26年度津市土地区画整理事業特別会計予算

平成26年度津市下水道事業特別会計予算

平成26年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成26年度津市棕本財産区特別会計予算

津市告示第115号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年美杉村告示第83号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成26年5月20日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

太郎生区会

三重県津市美杉町太郎生2120番地

代表者 小 林 一 正

2 変更に係る事項

(1) 代表者の氏名及び住所

変更前	坂岡 繁一 三重県津市美杉町太郎生3159番地
変更後	小林 一正 三重県津市美杉町太郎生3126番地

3 変更の理由及び年月日

定期総会において、平成26年4月20日から新任

津市告示第 1 1 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 0 年芸濃町告示第 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 6 年 5 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

林町自治会

三重県津市芸濃町林 2 8 1 番地 2

代表者 竹尾 渉

2 変更に係る事項

(1) 代表者の氏名及び住所

変更前	石井 昭文 三重県津市芸濃町林 1 9 8 番地
変更後	竹尾 渉 三重県津市芸濃町林 2 8 1 番地 2

3 変更理由及び年月日

平成 2 6 年 4 月 2 7 日通常総会において、平成 2 6 年 4 月 1 日付けで就任

津市告示第117号

津市斎場の使用料の徴収業務の事務を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年5月22日

津市長 前 葉 泰 幸

徴収業務を行う場所	受託者	委託期間
久居庁舎	津市半田2540番地1 株式会社ニーズ	平成26年5月1日から 平成26年12月31日まで
河芸庁舎	津市久居新町631番地 1-101 近畿ビルサービス株式会社 三重営業所	平成26年5月1日から 平成27年3月31日まで
芸濃庁舎	津市久居明神町1190番地 株式会社シティ警備	平成26年5月1日から 平成27年3月31日まで
美里庁舎	津市本町22番7号 東海警備保障株式会社	平成26年5月1日から 平成27年3月31日まで
安濃庁舎	津市久居明神町1190番地 株式会社シティ警備	平成26年5月1日から 平成27年3月31日まで
香良洲庁舎	津市久居射場町128番地 株式会社ワールド	平成26年5月1日から 平成26年5月31日まで
一志庁舎	津市久居明神町1190番地 株式会社シティ警備	平成26年5月1日から 平成27年3月31日まで
白山庁舎	津市久居明神町1190番地 株式会社シティ警備	平成26年5月1日から 平成27年3月31日まで

津市告示第118号

平成26年第2回津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年5月23日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

平成26年5月30日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市告示第 1 1 9 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第 1 2 条第 2 項の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 6 年 5 月 2 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 6 年 5 月 9 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 6 年 5 月 1 2 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 6 年 5 月 1 2 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 6 年 5 月 1 3 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第120号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成26年5月26日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
1270558	平成25年10月1日	平成26年4月23日
9219658	平成25年10月1日	平成26年4月21日
9236170	平成26年4月2日	平成26年4月28日

津市告示第121号

計量器の定期検査を次のとおり実施するので、計量法（平成4年法律第51号）第21条第2項の規定に基づき告示する。

平成26年5月26日

津市長 前 葉 泰 幸

1 定期検査の対象となる計量器

質量計のうち、計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号に定める非自動はかり、分銅及びおもり

2 検査日時及び場所

検査日	曜日	検査時間	検査場所
8月7日	木	11:00～12:00	津市美里社会福祉センター (津市美里庁舎北隣)
8月12日	火	10:00～12:00	津市白塚市民センター
8月13日	水	10:00～12:00	津市芸濃庁舎
8月19日	火	10:00～12:00	津市河芸庁舎
8月20日	水	10:00～12:00	津市安濃庁舎
8月21日	木	10:00～12:00 13:00～15:00	津市計量検査所 (津市本庁舎敷地内)
8月27日	水	13:00～15:00	津市計量検査所 (津市本庁舎敷地内)
8月28日	木	10:00～12:00 13:00～15:00	津市計量検査所 (津市本庁舎敷地内)

3 検査対象地域

津地域（北立誠地区、南立誠地区、敬和地区、養正地区、新町地区、白塚地区、栗真地区、一身田地区、安東地区、櫛形地区、片田地区、神戸地区、大里地区、高野尾地区）、河芸地域、芸濃地域、美里地域、安濃地域

津市告示第122号

津市コミュニティバス（久居地域）の使用料の徴収事務の一部を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

平成26年5月28日

津市長 前 葉 泰 幸

名 称	所 在 地
タカモリタクシー株式会社	津市大門15番22号

津市告示第123号

津市コミュニティバス（河芸地域）の使用料の徴収事務の一部を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

平成26年5月28日

津市長 前 葉 泰 幸

名 称	所 在 地
三重交通株式会社	津市中央1番1号

津市告示第124号

津市コミュニティバス（芸濃地域）の使用料の徴収事務の一部を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

平成26年5月28日

津市長 前 葉 泰 幸

名 称	所 在 地
タカモリタクシー株式会社	津市大門15番22号

津市告示第125号

津市コミュニティバス（美里地域）の使用料の徴収事務の一部を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

平成26年5月28日

津市長 前 葉 泰 幸

名 称	所 在 地
三重交通株式会社	津市中央1番1号

津市告示第126号

津市コミュニティバス（安濃地域）の使用料の徴収事務の一部を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

平成26年5月28日

津市長 前 葉 泰 幸

名 称	所 在 地
タカモリタクシー株式会社	津市大門15番22号

津市告示第127号

津市コミュニティバス（一志地域）の使用料の徴収事務の一部を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

平成26年5月28日

津市長 前 葉 泰 幸

名 称	所 在 地
株式会社一志運輸	津市一志町高野 225 番地 1

津市告示第128号

津市コミュニティバス（白山地域）の使用料の徴収事務の一部を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

平成26年5月28日

津市長 前 葉 泰 幸

名 称	所 在 地
三重交通株式会社	津市中央1番1号

津市告示第129号

津市コミュニティバス（美杉地域）の使用料の徴収事務の一部を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

平成26年5月28日

津市長 前 葉 泰 幸

名 称	所 在 地
三重交通株式会社	津市中央1番1号

津市告示第130号

津市斎場の使用料の徴収業務の事務を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年5月28日

津市長 前 葉 泰 幸

徴収業務を 行う場所	受 託 者	委託期間
香良洲庁舎	津市久居射場町128番地 株式会社ワールド	平成26年6月1日から 平成27年3月31日まで

津市告示第131号

下記の者の平成25年度国民健康保険料督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、国民健康保険法（昭和13年法律第60号）第78条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年5月29日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○	平成25年度督促状

津市告示第132号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年白山町告示第20号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成26年5月30日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

白山町城立自治会

三重県津市白山町城立213番地3

代表者 岡 田 昭 良

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	岡 田 邦 彦 三重県津市白山町城立392番地
変更後	岡 田 昭 良 三重県津市白山町城立216番地

3 変更の理由及び年月日

平成26年4月27日に、代表者が総会において新任されたため。

津市告示第133号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成24年津市告示第47号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成26年5月30日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

虹が丘連合自治会

三重県津市一志町虹が丘7番地5

代表者 中 村 正 道

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	辻 井 幸 夫 三重県津市一志町虹が丘39番地2
変更後	中 村 正 道 三重県津市一志町虹が丘7番地5

3 変更年月日

平成26年4月27日

4 変更の理由

地縁による団体の代表者が、平成26年4月27日の定期総会において新任されたため

津市告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年一志町告示第11号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成26年5月30日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

向川原自治会

三重県津市一志町大仰368番地3

代表者 中 西 一 彦

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	前 川 雅 弘 三重県津市一志町大仰252番地
変更後	中 西 一 彦 三重県津市一志町大仰368番地3

3 変更年月日

平成26年4月5日

4 変更の理由

地縁による団体の代表者が、平成26年4月5日の通常総会において新任されたため

津市告示第135号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成5年一志町告示第20号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成26年5月30日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

高野区会

三重県津市一志町高野1085番地2

代表者 大市正志

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	田中竹次 三重県津市一志町高野1153番地2
変更後	大市正志 三重県津市一志町高野1085番地2

3 変更年月日

平成26年4月29日

4 変更の理由

地縁による団体の代表者が、平成26年4月29日の定期総会において新任されたため

津市告示第136号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成12年一志町告示第14号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成26年5月30日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

野田1自治会

三重県津市一志町高野36番地26

代表者 森 本 圭

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	中 川 清 三重県津市一志町高野62番地3
変更後	森 本 圭 三重県津市一志町高野36番地20

3 変更年月日

平成26年4月6日

4 変更の理由

地縁による団体の代表者が、平成26年4月6日の定期総会において新任されたため

津市公告第78号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成26年5月20日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成26年5月15日
- 2 抑留期間 平成26年5月22日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市栗真町屋町	洋犬	白	雄	小型	91日以上	首輪あり

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第79号

条件付一般競争入札（以下「本件入札」という。）を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第4条の規定により、次のとおり公告します。

平成26年5月28日

津市長 前 葉 泰 幸

1 本件入札に付する事項

(1) 業務委託名

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金給付に係る事務支援業務委託

(2) 業務委託の概要

ア 業務の内容

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金（以下「臨時福祉給付金等」という。）の申請及び支給に関する問合せや申請書送付の申込み等、臨時福祉給付金等に係る相談全般について、電話の窓口としてコールセンターの運営（以下「コールセンター業務」という。）を行うものとし、また、郵送による「臨時福祉給付金申請書」及び「子育て世帯臨時特例給付金申請書」の受付に係る事務処理全般の運営（以下「郵送申請書処理業務」という。）を行うものとし、

イ 業務の履行体制

(ア) 業務の履行期間等

業務の履行期間は、コールセンター業務については、平成26年7月14日から平成26年9月30日まで、郵送申請書処理業務については、平成26年7月22日から平成26年9月30日までの間で、期間中の土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除いた日とします。また、業務の履行時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。

(イ) 業務運営体制

業務を円滑に履行するため、管理責任者、スーパーバイザー及び

業務従事者を配置し、効率的かつ適正な業務運営体制を整えること。

2 本件入札の参加者に必要な資格

本件入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次の地方税及び国税について、申請日における未納の徴収金がないこと。
 - ア 本件入札の参加を希望する本社または委任先となる営業所等の所在地が三重県内の場合、所在地における市町税について未納の徴収金がないこと。
 - イ 法人税並びに消費税及び地方消費税について未納の徴収金がないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て又は通告がなされていない者であること。
- (4) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (5) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 本件入札の公告日の前5年以内に、本件業務委託と同規模程度のコールセンター業務を国、地方公共団体又は独立行政法人等から1件以上履行実績があること。
- (7) 日本国内に本社又は支社が所在していること。
- (8) 日本工業規格に適合するプライバシーマークを取得していること。

3 本件入札の参加申込みに係る書類の配付

- (1) 期間
平成26年5月28日（水）から平成26年6月9日（月）まで
- (2) 場所
津市健康福祉部福祉政策課（〒514-8611 津市西丸之内23番1号 市役所本庁舎1階）
- (3) 時間
市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 上記以外の配布先

インターネットによるダウンロードサービス

津市ホームページ>福祉政策課

<http://www.info.city.tsu.mie.jp/modules/dept1038/article.php?articleid=18>

4 本件入札に係る仕様書に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出期限等

ア 提出期限

平成26年6月3日(火)正午まで

イ 提出場所

津市健康福祉部福祉政策課(〒514-8611 津市西丸之内23番1号
市役所本庁舎1階)

ウ 提出方法

仕様書に関する質問書(第1号様式)に質問内容を記入の上、提出場所に持参し、又は電子メール若しくはファクシミリにより送信してください。(電子メール、ファクシミリによる場合は、必ず着信確認を行ってください。)

《送信先》

電子メールアドレス 229-3150@city.tsu.lg.jp

ファクシミリ番号 059-229-3334

エ その他

電話、口頭による質問及び提出期限を過ぎて提出された質問は、これを受け付けられないものとします。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期日

平成26年6月5日(木)

イ 回答方法

津市ホームページ福祉政策課ページ内で公開します。再質問は受け付けませんので、質問内容を明確に記載してください。

また、入札した者は、入札後において、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできませんので、質問がある場合は、必ず期限までに質問を行ってください。

なお、回答は質問項目及びそれに対する回答のみとし、質問者の氏名

等は公表しません。

5 本件入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の確認を受けなければならないものとします。提出期間内に当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできないものとします。

(1) 提出期限

平成26年6月9日(月)正午まで

※この期限を過ぎて提出又は送達された申請書類は受理しないこととします。

また、未達等のトラブルに関して本市では一切の責任を負いかねます。

(2) 提出場所

津市健康福祉部福祉政策課(〒514-8611 津市西丸之内23番1号 市役所本庁舎1階)

(3) 提出方法

提出場所に持参し、又は郵送によるものとします。郵送の場合においては、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によるものとし、提出期限必着とします。

(4) 提出書類

提出書類は、次のとおりとし、それぞれ正本1部を提出してください。

ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時における最新のもの(申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの)を提出することとし、これら証明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大(原寸がA4版以外の版形のものは、できる限りA4版に拡大又は縮小すること。)であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって差支えないものとします。

なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、エからキまでの書類の提出を省略することができるものとします。

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書(第2号様式)

なお、提出にあたっては実印を押印することとします。

イ 宣誓書(第3号様式)

ウ 業務実績届出書（第4号様式）及び当該業務委託契約書等（仕様書を含む。）の写し

エ 納税証明書

(ア) 国税に係る納税証明書

「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書（その3の3）

(イ) 市町税完納証明書等（本件入札の参加を希望する本社または委任先となる営業所等の所在地が三重県内の場合は必須）

所在地における市町税の完納証明書（新規に営業所等を開設した場合は法人市民税等の「法人等開設届（写）」を添付してください。

オ 登記事項証明書（全部証明書）

カ 印鑑証明書

キ 使用印鑑届（第5号様式）

入札、見積及び契約について使用する印鑑が異なる場合は使用印を、実印と同じ場合は実印を押印したものの提出するものとします。

(5) 本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、平成26年6月11日までに条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書（第6号様式）により通知するものとします。

なお、本件入札の参加資格の確認を申請した際に提出された書類は、本件入札の参加資格の確認の有無にかかわらず、返却しないものとします。

6 参加の辞退

条件付一般競争入札参加資格審査申請書提出後に、入札参加を辞退する場合は、入札参加の辞退届（様式不問）を5(2)の提出場所へ提出してください。

（持参に限る。）

7 入札及び開札

(1) 入札

ア 日時

平成26年6月13日（金）午前10時00分

イ 場所

津市役所本庁舎6階 第61会議室（津市西丸之内23番1号）

ウ その他

入札前に入札者確認票（第7号様式）を提出し、確認を受けることと

します。

(2) 開札

ア 日時

入札終了後直ちに開札するものとします。

イ 場所

入札場所と同じ。

8 入札保証金

入札保証金は、免除します。

9 入札の無効

規則第19条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならないものとします。ただし、規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができるものとします。

11 その他の注意事項

- (1) 入札に当たっては、入札書（第8号様式）を使用し、仕様書に基づく入札金額等を鮮明に表示し、指定した封筒に入れ、貼り合わせ部分（原則3箇所）の封印してください。入札金額は、総合計金額（消費税及び地方消費税額抜き）をもって表示することとします。

また、再度入札（原則として2回）に備えて、入札書の予備を準備しておいてください。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、落札者の決定は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者とし、最低価格入札者が2者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとします。

- (3) 本件入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。

- (4) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。入札を延期又は中止した場合

- における見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (5) その他入札に関する詳細は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」のとおりとします。

【問い合わせ先】

〒514-8611 津市西丸之内 2 3 番 1 号

津市健康福祉部福祉政策課企画管理担当

電話番号 059-229-3150

ファクシミリ番号 059-229-3334

電子メールアドレス 229-3150@city.tsu.lg.jp

津市公告第80号

次のとおり一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

平成26年5月29日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

- (1) 件名 市有財産売却に係る一般競争入札
- (2) 売却物件の概要

物件番号 及び 区分番号	物件 の 種類	物件の所在	地目 又は 種類	地 積 又は 延床面積	備 考
1	土地	津市丸之内養正町 7番	宅地	841.29 m ²	市街化区域
	建物	津市丸之内養正町 7番地	会館	1,283.24 m ²	昭和37年築
2	土地	津市河芸町上野字 鐘鋳場 3339番 138	宅地	256.52 m ²	市街化調整区域

※ 物件番号1は、土地及び建物を一体として売却します。また、建物は耐震性がないため改修を要し、建材に石綿を含有している可能性があります。

2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、個人及び法人とし、次に該当する者は、入札に参加できません。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職及び特別職（同条第3項第1号から第2号までに該当する者に限る。）に属する津市職員
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる者
- (4) 津市が定める津市インターネット公有財産売却ガイドライン及びヤフオ

- ク！に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者（以下「暴力団員」といいます。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (6) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。）である法人
 - (7) 当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
 - (8) 暴力団員がその経営に実質的に関与している法人
 - (9) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - (10) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - (11) 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
 - (12) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
 - (13) 20歳未満の者
 - (14) 日本語が理解できない者
 - (15) 日本国内に住所及び連絡先がない者

3 入札参加申込み

(1) 入札参加仮申込み

ア 仮申込期間

平成26年5月29日（木）13時から6月17日（火）14時まで

イ 仮申込みの方法

ヤフオク！の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます。）から行います。

(2) 入札参加申込み（本申込み）

ア 申込期間

平成26年5月29日（木）13時から6月17日（火）14時まで

イ 申込みの方法

仮申込みを行った後、次の書類を津市政策財務部財産管理課へ提出してください。

(3) 入札参加申込みに伴う提出書類

ア 公有財産売却入札等参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下「申込書」といいます。）

津市ホームページから、所定の様式を出力の上、実印で押印してください。

イ 住民票の写し（法人の場合は、商業登記簿謄本）

ウ 印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）

エ 市町村税完納証明書

※ 完納証明書を発行していない市区町村の場合は、以下の証明書

- ・ 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書（平成24年度分及び平成25年度分）
- ・ 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書（平成25年度分及び平成26年度分）
- ・ 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書（平成25年度分及び平成26年度分）

オ 委任状（代理人により入札に参加する場合のみ）

受任者のイ及びウ

カ 共同入札等申出書（一つの不動産を複数の者で共有する目的で入札参加する場合のみ）

※ 提出書類のうち、イ、ウ及びエについては、いずれも申込日において、発行後3か月以内のものに限ります。

※ 複数物件を申し込まれる場合は、提出書類ア、オ及びカについては物件ごとに1部提出してください。イ、ウ及びエについては、1部のみ提出してください。

※ 不動産を共同入札する場合は、共同入札者全員のイ、ウ及びエを提出してください。

※ 一度ご提出いただいた書類は、理由にかかわらず一切返却できません。

(4) 入札参加申込みに当たっての留意事項

ア 売却物件については、現状での引渡しとなります。現状とは、「物件の現在における状況の姿のまま」との意味であり、その状況を承知の上入札してください。

- イ 土地（土地に建物が存する場合は、建物を含む。）の申込みに当たっては、購入者において関係公簿などの閲覧により十分に調査を行い、必ず現地を事前に確認してください。
- ウ 買い受けた土地に建物を建築できるか否かについては、購入者が関係機関に確認を行うものとします。
- また、進入路、敷地出入口などの加工は、購入者が関係機関に確認の上、建築基準法、都市計画法及び道路法などの関係法令に従い、購入者の負担により行うこととなります。
- エ 落札後の契約及び所有権移転登記は、原則として、申込書に記載された申込者及び共同入札等申出書に記載された共有者の名義で行います。
- オ 共有する目的で申込みをされる場合、共同入札者全員が、入札参加の資格を有することが必要です。
- カ 入札参加申込物件の変更及び取り下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができます。
- キ 申込関係書類の提出は、郵送（書留等の記録が残る方法で送付してください。）又は直接持参にて行ってください。電話（ファックスを含みます。）等による申込受付は行いません。
- ク 入札参加申込手続が完了したときは、あらかじめYahoo!JAPAN IDで認証されたメールアドレスに、「本申込完了」に係る電子メールを送信します。

4 物件見学会

売却物件の現地説明会等は開催しません。

※ 随時売却物件の敷地を見ていただくことは可能です。

5 予定価格（最低入札価格）と入札保証金

(1) 予定価格と入札保証金の額は次のとおりです。

物件番号	物件所在地	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金の額
1	津市丸之内養正町7番	72,780,900円	7,278,090円
2	津市河芸町上野字鐘鋳場 3339番 138	4,873,300円	487,330円

(2) 入札参加希望者は、入札保証金として、上表の右欄に掲げる金額を入札

開始3開庁日前（平成26年6月26日（木））までに、津市が指定する金融機関の口座に納付してください。口座番号等については、入札参加仮申込手続を津市が確認した後、あらかじめYahoo!JAPAN IDで認証されたメールアドレスに電子メールでお知らせします。

- (3) 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続きを経て、申込書にて指定された口座への振込みにより返金します。

ただし、落札者については、契約保証金へ充当します。

- (4) 入札保証金には、利息を付しません。

- (5) 落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、入札保証金（契約保証金）は、津市に帰属することとなります。

6 入札及び開札

- (1) 入札期間

平成26年7月1日（火）13時から7月8日（火）13時まで

- (2) 開札

平成26年7月8日（火）13時以降に行います。

- (3) 入札方法

売却システムから入札価格を登録して行います。（入札は一度のみ可能です。）

入札価格の登録は、予定価格（最低入札価格）以上の額で行わなければなりません。

- (4) 入札をなかったものとする取扱い

入札参加の資格を満たさない者が行った入札について、当該入札を取り消し、当該入札がなかったものとして取り扱うことがあります。

- (5) 入札の中止等

不正な行為により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断される場合又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止することがあります。

7 落札者の決定

- (1) 売却システムでの入札において、津市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、売却シス

テムにおける自動抽選で落札者を決定します。

- (3) 落札者には、あらかじめ Yahoo!JAPAN ID で認証されたメールアドレスに落札者として決定された旨の電子メールを送信します。
- (4) 入札参加の資格を満たさない者が落札した場合又は入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。

8 契約に付す条件

落札者に対しては、契約において次の条件を付します。

(1) 用途制限

落札者が、落札した物件を次の用途に供した場合は、津市は売却物件を買戻しすることがあります。

この場合、利息を付さずに契約金額で買戻しするものとします。

ア 暴力団の事務所の用途

イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第4条第1項に規定する無差別大量殺人行為に係る用途

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業に係る用途

(2) 契約の解除

津市は、買受人が次のいずれかに該当するときは、契約を解除する場合があります。

ア 買受人又は買受人の役員等（法人の場合にあつては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあつては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人事業主にあつてはその者及びその者の支配人をいう。以下同じ。）が次に掲げる者であると認められるとき。

(ア) 暴力団員

(イ) 暴力団関係者（暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。）

イ 買受人の経営又は運営に暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴

- 力団員等」といいます。)が実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団又は暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。)と知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。
- エ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団又は暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係若しくは社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 買受人が地方税法の規定による市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納していると認められるとき。
- キ この契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) 買受人は、(2)の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、津市に対してその補償を請求できません。
- (4) 買受人は、(2)の定めにより、津市が契約を解除したときは、買受人の負担で、物件を現状に回復して津市の指定する期日までに返還しなければなりません。
- ただし、津市が特に認める場合はこの限りではありません。

9 契約

(1) 契約の締結

落札者決定後、落札者は津市と契約を締結します。

(2) 契約書等の提出書類

ア 契約書

津市から2部送付しますので、2部ともに署名・押印を行い、1部のみに収入印紙を貼付の上、2部とも平成26年7月28日(月)までに提出してください。津市による記名・押印後、1部を落札者へ返送します。契約は、津市が、落札者より返送された契約書に記名・押印したとき確定します。

イ 契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書

ウ 市町村が発行する身分証明書(法人の場合は不要)

な登録免許税額（収入印紙）は、落札者の負担となります。

- (4) 売却物件を津市の許可なく第三者が占有している場合は、買受人が解決を図るものとします。

12 契約費用及び公租公課等

次に掲げる費用については、すべて買受人の負担となります。

- (1) 契約書に貼付する収入印紙（印紙税法の規定に基づき、契約金額により変動します。）
- (2) 物件引渡しに要する費用
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等
- (4) 所有権移転後の公租公課
- (5) 物件引渡し後に必要となる費用
- (6) その他契約に要する費用

13 埋蔵文化財包蔵地に係る義務

物件番号1については、周知の埋蔵文化財包蔵地（津城跡）に該当するため、解体や建設など土木工事等を実施する場合には、事前に三重県教育委員会教育長に対し、「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の発掘通知書」を通知しなければなりません。

また、工事等によって掘削が及ぶ範囲については、確認調査を実施し、埋蔵文化財の有無を確認する必要があります。

14 その他

- (1) 入札に参加しようとする方は、記載された事項について熟知しておいてください。
- (2) 買い受けた土地に建物を建築するに当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等による指導がなされる場合がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。

□ 問い合わせ先

津市政策財務部財産管理課 電話番号 059-229-3125

津市公告第 8 1 号

下記の建築物等につきましては、津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業の施行のため、土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号。以下「法」といいます。）第 7 7 条第 7 項の規定により、施行者津市が平成 2 5 年 1 2 月 2 日から同月 2 6 日まで除却工事を施行しました。

これにより、法第 7 8 条第 1 項に規定する補償につきましては、同条第 3 項において準用する法第 7 3 条第 2 項の規定により協議を必要とし、あわせて法第 1 0 1 条第 1 項に規定する補償につきましては、同条第 4 項において準用する法第 7 3 条第 2 項の規定により協議を必要としていますが、その所有者の相続人のうち下記の者を確知することができませんので、法第 1 3 3 条第 1 項及び第 2 項において準用する法第 7 7 条第 5 項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容が下記の場所に掲示されている旨公告します。

平成 2 6 年 5 月 3 0 日

津市長 前葉 泰幸

記

- 1 確知することができない相続人
本籍 津市栄町四丁目 1 2 7 番地
氏名 鳥居 仙太郎
生年月日 明治 3 0 年 1 0 月 3 0 日
死亡年月日 昭和 4 6 年 5 月 2 2 日
上記相続人
二男 住所・氏名・生年月日不詳
三男 住所・氏名・生年月日不詳
- 2 建築物等の表示
津市栄町四丁目 1 2 7 番地及び 1 2 9 番地
木造日本瓦葺平家建店舗併用住宅 1 棟
木造スレート葺平家建便所 1 棟
木造スレート葺平家建浴室 1 棟
その他工作物及び竹木土石等
(備考)

上記建築物の建物登記簿上の表示

津市栄町四丁目 1 2 7 番地

家屋番号 1 2 7 番

木造瓦葺平家建店舗 1 棟

附属建物

木造瓦葺平家建居宅 1 棟

木造瓦葺平家建井戸 1 棟

木造瓦葺平家建物置 1 棟

木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建物置 1 棟

3 土地の表示

津市栄町四丁目 1 2 7 番

地目 宅地

登記地積 1 6 7 . 2 0 平方メートル

津市栄町四丁目 1 2 9 番

地目 宅地

登記地積 3 0 ・ 6 7 平方メートル

4 掲示されている場所

津市上浜町一丁目 3 9 番地 2

津市都市計画部津駅前北部土地区画整理事務所

下記に記載する建築物等については、津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業の施行のため、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第77条第7項の規定により、施行者津市が平成25年12月2日から同月26日まで除却工事を施行した。

これにより、法第78条第1項に規定する補償については、同条第3項において準用する法第73条第2項の規定により協議を必要とし、あわせて法第101条第1項に規定する補償については、同条第4項において準用する法第73条第2項の規定により協議を必要としているが、その所有者の相続人のうち下記の者を確知することができないので、法第133条第1項及び第2項において準用する法第77条第5項並びに土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第72条第1項の規定により、書類の送付に代えて次のとおり公告する。

平成26年5月30日

津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業

施行者 津市

代表者 津市長 前葉 泰幸

記

1 確知することができない相続人

本籍 津市栄町四丁目127番地

氏名 鳥居 仙太郎

生年月日 明治30年10月30日

死亡年月日 昭和46年5月22日

上記相続人

二男 住所・氏名・生年月日不詳

三男 住所・氏名・生年月日不詳

2 建築物等の表示

津市栄町四丁目127番地及び129番地

木造日本瓦葺平家建店舗併用住宅 1棟

木造スレート葺平家建便所 1棟

木造スレート葺平家建浴室 1棟

その他工作物及び竹木土石等

(備考)

上記建築物の建物登記簿上の表示

津市栄町四丁目 1 2 7 番地

家屋番号 1 2 7 番

木造瓦葺平家建店舗 1 棟

附属建物

木造瓦葺平家建居宅 1 棟

木造瓦葺平家建井戸 1 棟

木造瓦葺平家建物置 1 棟

木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建物置 1 棟

3 土地の表示

津市栄町四丁目 1 2 7 番

地目 宅地

登記地積 1 6 7 . 2 0 平方メートル

津市栄町四丁目 1 2 9 番

地目 宅地

登記地積 3 0 . 6 7 平方メートル

4 通知内容

補償協議を行う必要があるため、平成 2 6 年 7 月 3 1 日までに施行者に連絡されたい。なお、上記期限までに連絡がない場合は、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 4 9 4 条の規定により、当該補償金を供託する。

連絡先

津市都市計画部津駅前北部土地区画整理事務所

所在地 津市上浜町一丁目 3 9 番地 2

電話 0 5 9 - 2 2 2 - 9 5 1 7

津市水道局告示第8号

津市水道事業給水条例（平成18年津市条例第222号）第11条第4項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成26年5月26日

津市水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	指定年月日
津設備	三重県津市久居一色町 441 番地 8	平成 2 6 年 5 月 1 3 日

津市教育委員会告示第10号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成26年5月16日

津市教育委員会

委員長 石井 雅子

- 1 招集の日時 平成26年5月19日（月） 午後5時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
 - (1) 津市通学区域審議会委員の一部委嘱替えについて
 - (2) 平成26年度津市一般会計補正予算（第1号）＜教委所管分＞について
 - (3) 工事請負契約について（神戸小学校）
 - (4) 工事請負契約について（一志中学校）
 - (5) 工事請負契約について（白塚小学校）
 - (6) 工事請負契約について（一身田中学校）
 - (7) 津市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について
 - (8) 津市いじめ対策会議条例の制定について
 - (9) 社会教育委員の公募委員の選考結果について